

制限債権（損害額）の裁判所への届出が始まりました

昨年10月22日未明に発生した外国船籍貨物船による大島大橋への衝突事故について、事故を起こした船会社は、広島地方裁判所へ船主責任制限法による責任制限手続開始の申立てを行い、裁判所は2月15日付けで責任制限手続の開始を決定しました。

これにより、手続きに参加するには損害を受けた住民の皆さまや事業者の方は、裁判所が定めた「参加届出書」に必要事項を記載し、領収書等の証拠書類の写しを添付して、届出期間内に広島地方裁判所に提出する必要があります。

届出された債権は、裁判所が選任した管理人により内容の調査が行われます。

裁判所への届出に必要な書類は、各戸配布でお配りするほか、各総合支所・出張所で配布するとともに、町のホームページからダウンロードできます。

また、損害の届出に関し、提出書類の作成の相談や作成した提出書類の確認を希望される方は、領収書・印鑑等をご持参の上、総合支所窓口までお越しください。

※損害の届出に関し、領収書等の証拠書類の写し（コピー）が必要な方は、各総合支所・出張所でコピー（無料）が行えます。



◆責任制限手続開始決定

2月15日午後5時

◆制限債権の届出期間

6月14日まで

◆裁判所の定める責任限度額

24億5,501万9,244円

○電話相談窓口・連絡先

総務課 0820(74)1000

周防大島町商工会・本所

0820(79)0300

○書類の作成相談窓口・連絡先

大島総合支所 0820(74)1001

久賀総合支所 0820(79)1000

橘総合支所 0820(77)5500

東和総合支所 0820(78)1110

こんにちは、地域おこし協力隊（観光協会）の新井です。新年を迎えて早3カ月。着任してもうすぐ丸一年の節目を目前に、時の早さを実感しております。

新たな生活がここ周防大島で始まり、多くの町民の方々に「けん玉の人」というイメージがついてきていることを嬉しく思います。昨年は東和町放課後先生でのけん玉体験、明新小学校でも同様の会を実施させて頂き、また今月24日にも沖浦小学校にてけん玉体験を行う予定としております。けん玉の普及活動に関してのことなら、ぜひ新井までお気軽にお声掛けください。喜んで伺わせていただきます。

さて、来月4月21日にサイクリイベント「シマクルロングライド試走会」を観光協会とサイクルアイランド協議会を中心に開催いたします。

地域おこし協力隊員 新井謙太郎の

しましまタイムズ

SHIMASHIMA TIMES

5

周防大島町観光協会

☎0820(72)2134



▲サイクリストに人気の五条の桜

今回のイベントでは、周防大島の魅力をもっと多くのサイクリストに知って頂くことや、しまなみ海道を起点とする瀬戸内ロングライドの新ルート（尾道〜今治〜松山・道後〜周防大島〜岩国〜宮島〜広島）を、サイクリストの方々に周知するために行うものとなります。道の駅サザンセットとうわをメイン会場にしてクルッと大島を一周するロングコースと、島の東側をクルッと周るショートコースを企画しております。

周防大島の魅力がサイクリストの目を通して全国に広がるイベントになるよう尽力していきます。